

## 目

## 次

- 一、労働組合法制定要求の件 同議會
- 二、十萬人突破運動に関する件 同
- 三、日本労働會議館寄附金募集中の件 同
- 四、失業防止及救済に関する件 同
- 五、自生的労働組合法即時制定に東京革工組合
- 六、失業保険法即時制定要求の件 同
- 七、議事方法改正に関する件 中央合同労働組合
- 八、内務省河川工事從業員の第二種儲人制度撤廃要求の件 同
- 九、社會民衆婦人同盟加入勧告の件 神奈川労働組合
- 一、修養團及反動團體撲滅に関する件 同
- 二、婦人者労働保護に関する件 同
- 三、操短即時撤廢運動の件 同
- 三、製糸労働者組織化運動展開の件 同
- 四、同一資本に対する闘争網確立の件 神奈川鐵工組合

- 五、失業防止並救済に関する件 同
- 六、完全なる労働組合法制定要求 動全同労組合
- 七、其濟制度統一に関する件 製糸工場
- 八、反動の権化工業俱樂部に對し神奈川労組合
- 九、決定的闘争を敢行するの件 同
- 十、起訴事件に對する件 東京労組合
- 十一、健康保險法改正並運用に関する件 東京労組合
- 十二、青年前衛隊組織の件 同
- 十三、完全なる労働組合法獲得に関する件 同
- 十四、十年間繼續組合員表彰の件 同
- 十五、失業者即時救済に関する件 同
- 十六、スボーツに對する無產階級的對策の件 同
- 十七、労働裁判所設置並思想判事採用に關する件 同
- 十八、公用に關する件 郵便事業縮少
- 十九、絕對反対の件 同
- 二十、電話擴張工事繰延に絕對反対の件 同
- 二十一、元遞信從業員に政治的自由抑壓に反対の件 同

## 労働組合法制定要求の件

### 提出 東労同盟會

第五十九議會に於て労働組合法案は、第五十九議會の貴族院に於いて豫期の如く審議未了に終つた。政府に對する吾人の態度は、改めて茲に述べる必要も無いのであるが、資本家團體の反対運動も依然猛烈を極め、本法案は資本に狹狭せらるゝの状態を示した。然し乍ら、本法案が難らるゝに至つたのは、労働組合團體運動に依るに非ずして、資本家團體の反対に甚くものであることは牢記しなければならぬところである。

政府案が、改悪案として吾人の批難する主なる點は、罷業賠償の免責規定を削除したこと、政治有効に影響を加へたこと等であるが、もとより社會局案なるものが、吾人の立場よりすれば、頗る不満足なものであつた。

これにて吾人は、團體協約權確立外六項目の要求を大會の決議に依て掲げて居るのである。然るに、資本家團體は右の改悪案に對してすらも、之を葬り去らんとし或は労働審議取締法を同時に制定せよ、制會日程規定を削除せよ、現存組合法認の経過規定を削除せよとの主張を以て、事實上、労働組合員立法の制定を容して居るのである。政友會はもとより民政黨の内部に於いても、又大いに之に共鳴するものあり、既に堂々の委員會は故意に引き延ばされ、貴族院亦之に呼應して遂に審議未了に終らしめたのである。

故に、改悪法案が、労働階級の反撃運動で葬れたりと名ふるは、頗る早計であると云はねばならぬ。

労働組合法は、元來、労働組合の行動を見定せんとする國家の立場から立案せらるべきものであつて、労働組合法の革命的職務を遂行せんとする立場よりすれば、如何なる労働組合法たりと雖も結局取締法たるを草む難いものである。

又、法律は事實に追隨するものであつて、各國に於ける立法の實際を見るに、労働組合の勢力増大に對し、之に一定の規律を與へ、左翼的立場を以つてすれば、改良主義の域内に止めんとする支配階級の首領に基い